

認定事業主・選定経営体、または認定事業主・
選定経営体を取りまとめる地方公共団体・林業関係団体の皆さま

令和7年度

林野庁補正予算

林業従事者等確保

緊急支援対策補助金

「林業労働安全確保対策事業」
のご案内

林業労働力の確保のために安全で
衛生的な職場づくりに向けた
装備・装置の導入や
労働安全研修の実施の
取組を支援します

労働安全に資する
装備・装置

50%
以内

労働安全研修定額
補助します

林業労働安全確保
対策事業 事務局



Forest Realize co., Ltd.

株式会社

森林環境リアライズ

➡ 補助内容

事業費上限

400 万円

安全衛生に資する装備・装置の
1製品(個)単価上限

50 万円
未満

研修経費
定額補助

100 万円
以内

令和7年度林野庁補正予算

林業従事者等確保緊急支援対策補助金 「林業労働安全確保対策事業」

補助事業希望者の募集内容

労働安全に資する装備・装置の導入
と労働安全研修の実施を行う認定事
業主・選定経営体等を募集します。

申込み対象者

- ・認定事業主：都道府県知事の認定を受けた事業主
 - ・選定経営体：都道府県知事が選定した林業経営体
 - ・その他、認定事業主や選定経営体を取りまとめる地方公共団体及び林業関係団体
- ※自社が認定事業主または選定事業体であるか不明な場合は都道府県等担当窓口にお問い合わせください。

申込の条件

- ① チェックシートの提出
 - ・作業安全規範チェックシート
※他の事業で提出済の場合不要
 - ・環境負荷低減チェックシート
※事業実施期間中に実施する(した)旨を記入した
チェックシートを交付申請時及び実績報告時に提出
- ② 安全診断の受診 ※診断済みの場合は修了書を提出
- ③ 安全衛生方針・目標の提出

事業のポイント

- ・公募は4月1日より随時受付し、下記に示す「安全衛生に資する装備・装置品」と「推奨する研修事業」は概ね2週間で事業着手できます。
- ・下記の「安全衛生に資する装備・装置品」に記載がない製品やリストにない研修事業は審査のため概ね1カ月程度の期間が必要です。
- ・事業期間は原則3ヶ月です。導入品の在庫を確かめて事業期間内の納入を確認して申請してください。
- ・過年度に本事業の採択を受けた認定事業主等の申請も可能です。
- ・クマ対策物品や熱中症対策消耗品も対象となります。

安全衛生に資する装備・装置品

- 装備・装置品は労働安全衛生規則で義務化されていない製品が優先します。
- 防護衣等は視認性の高い色合いで機能性の高い製品が対象です。
- 防護ズボンはJIS T8125-2 Class 1以上の適合品が対象です。
- 防護靴はJIS T8125-3 Level 1以上の適合品が対象です。

防護着・雨合羽	目立つ色合い、機能性が高い製品
空調ウェア・ベスト等	目立つ色合い、バッテリー・インナー含む
チェーンソー防護ズボン チャップス	JIS T8125-2 2022 class1 以上又はISO・EN等規格の class1 以上の表示がある防護ズボン又はチャップス
チェーンソー防護靴	JIS T8125-3、ISO・EN等規格の Level1 以上の表示がある安全靴
ヘルメット	チェーンソー及び刈払い作業用で厚生労働大臣が定めた型式検定に合格した保護帽（フェイスガード・イヤマフ付き）、（フェイスガード・イヤマフのみ、後付けも可）
手袋	防振・耐切削用手袋
脚絆・脛あて	チェーンソー防護脚絆は JIS T8125-5 class1 以上の表示がある脚絆、草刈り用脚絆の規定はない
通信機器	デジタル、Bluetooth、衛星無線、衛星携帯電話、LPWA等
ウインチ及び資材	エンジン・電動・手動ウインチ及び資材一式、フェリングレバー、ターニングストラップ、立入禁止表示等
高性能チェーンソー等	トリオブレーキ付・慣性式チェンブレイキ付、最軽量等40cc以上のエンジンチェーンソー、電動チェーンソー、背負い式等ポールチェーンソー、電動・エンジン式両手ハンドル（Uハンドル）刈払機、刈払機高性能ハーネス、電動剪定ばさみ、自動目立て機、エンジン用クリーン燃料（試行100ℓ以下）、チェーンソー及び刈払機安全装置の部品・整備費等
伐木関係	伐木方向指示機、近接作業警報装置、電動クサビ・充電式ドリル、クサビ打ち用衝撃吸収ハンマー、ショルダーハーネス付きツールベルト、消防法適合燃料携行缶、伐倒訓練用疑似木固定台等
木寄せ・集材	繊維ロープ、繊維ロープ用滑車等、オートジョーカー、ジョーカーチェーン、路肩滑落警報装置、軽量敷板等
造林・保育関係	苗木用背負子、電動小運搬機、コンテナ苗植栽機、植栽用電動ドリル、苗木運搬用ドローン、梯子・昇柱機、枝打ち用安全U字つり用胴ベルト・フルハーネス等
熱中症対策	熱中症みはり計、バッテリー冷凍保冷機、ネッククーラー、熱中症対策キット等
安全衛生品	パワーアシストスーツ、クマ・ハチ・ヒル対策物品、AED（買取）、担架、救急箱等
調査・管理等	レーザーコンパス、丸太検知システム、ドローン、指導用小型カメラ、簡易トイレ、移動式休憩小屋等

補助事業の内容

装備・装置の導入と労働安全研修の実施はセットです。

どちらか一方のみの申し込みはできません。

1経営体あたりの
事業費上限

⇒ **400**万円

労働安全研修経費含む
※共同申請等の場合
1経営体あたり400万円が上限

安全衛生に資する装備・装置の
1製品(個)単価上限

⇒ **50**万円
未満

補助率 1/2 以内

リース契約50万円/月
× 事業期間

労働安全研修経費

⇒ **100**万円
以内

研修定額

・導入する装備・装置の検品と研修実施状況の視察確認を
予定しています。



事業の目的に適合しない装備・装置品

- 森林施業以外の事業に供する装備・装置品は補助対象外です。例えば、市街地の特殊伐採、ツリークライミングなどの資材、土木・電気事業に関する支障木処理に供する資材などは補助対象外です。
- 労働安全衛生規則及びチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインに適合しない装備・装置品は補助対象外です。
- 生産性の向上が主な目的の装備・装置品は補助対象外です。
- 伐木・木寄せ・集材等の林業機械リース料は補助対象外です。

防護着・雨合羽 空調ウェア・ベスト等	黒、茶色、緑色など森林内で目立たない色合いの防護着等、従来のナイロン製の雨合羽等機能性が低い製品
チェーンソー防護ズボン・チャップス	JIS T8125-2、ISO・EN等規格の準拠品の防護ズボン・チャップス、七分丈等裾が短いチャップス、裾部に止め具がないチャップス
チェーンソー防護靴	JIS T8125-3、ISO・EN等規格の準拠品、地下たび型、チェーンソー作業用長靴、先芯入りのみの安全靴
ヘルメット	一般作業用の保護帽、チェーンソー作業用の保護帽で型式検定を受けていない製品（海外通販含む）
手袋	軍手
無線機	アナログ無線、一般的な携帯電話、無線登録料
チェーンソー等	40cc未満の一般的なチェーンソー、トップハンドル及びハンディーチェーンソー、ソーチェーン、刈払い機用刈刃
伐木関係	腰鉋・鋸、かま、とび等従来の手道具、クサビ、腰袋等

推奨する研修事業

- 地域の林業経営体や行政機関と連携した研修を実施してください。
- 導入品を使用する全ての人に参加する研修会としてください。また、都道府県や林業関係団体の主催する研修会参加やWeb研修への参加も可です。
- 有識者や専門家を招いた研修を推奨します。
- 林業技能検定に対応したチェーンソー伐木実技研修も対象です。

推奨する研修プログラム

林業労働災害の実態と対応、リスクアセスメント、林業安全ゲーム、伐木のメカニズム、安全な伐木技術、VRシミュレーター体験等	事務局で講師等紹介が可能です。
林業労働災害防止のための安全装備、チェーンソーブーツを利用した山の歩き方、リーディング・コーティング・チームビルディング	講師謝金等の経費は事務局に問合せ願います。
チェーンソー目立てと整備等、伐木技能実技講習(林業技能1級~2級相当)	関係機関と連絡調整してください。
熱中症対策、救命救急法・AED(室内座学・野外実習)、現場レスキュー体験、アンガーマネジメントシステム、認知機能強化トレーニング、ポジティブ思考講習、かかり木処理講習会、伐木技能ウインチ・ロープワーク、コンプライアンス・ハラスメント講習等	

申込スケジュール

STEP 01 **事業告知**
令和8年3月2日より

STEP 02 **事業に関する問合せ**
令和8年3月16日より

STEP 03 **交付申請書受付**
令和8年4月1日より随時受付

STEP 04 **審査・交付決定通知の発送**
①安全衛生に資する装備・装置品及び推奨研修事業は概ね2週間で交付決定通知
②上記①事業以外の新たな装備・装置品及び研修事業は概ね1ヶ月で交付決定通知

STEP 05 **交付決定通知受理後の事業開始**
交付決定通知受理前の事業着手は認めません

STEP 06 **事業期間**
原則3ヶ月以内

STEP 07 補助金予算の上限に達したら交付申請を締め切りますので、お早めに申し込んでください。
また、事業実施期間の関係から令和8年10月15日に公募受付を締め切る予定です。

交付
申請
方法

申込書類は事務局
ホームページから
ダウンロード



<http://www.f-realize.co.jp/anzen08>

Check!

公募要項・期限・よくある質問などは
ホームページにて掲載中！

林業労働安全確保対策事業 事務局
(株式会社森林環境リアライズ)

〒064-0821

札幌市中央区北1条西21丁目3-35



お問い合わせは
(平日) 月～金
9:00 ~ 17:00

西日本地区事務局

011-699-6841

E-mail: anzen-w@f-realize.co.jp

たねいち たけだ

担当: 種市・武田

東日本地区事務局

011-699-6353

E-mail: anzen-e@f-realize.co.jp

こばやし すがさき

担当: 小林・菅崎